



耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類、工法	建築年	床面積
1 木造住宅の無料耐震診断	町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	延べ床面積250㎡以下、2階建て以下
2 住宅精密耐震診断費補助	町内にある一戸建て住宅(非木造住宅も対象)	建築年問わず	床面積の制限なし
3 木造住宅の耐震改修工事費補助(注2)	町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	床面積の制限なし

- 注1** 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年5月31日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。
- 注2** 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満のものに限ります。

詳しくは、まちづくり推進室にお問い合わせください。

6月15日(月)から受付開始 住宅の耐震化を支援します

まちづくり推進室 ☎ 34・2085

1 木造住宅の無料耐震診断

町では住宅の耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施し、耐震改修工事に対して工事費の一部を補助します。また、住宅の精密耐震診断に対しても費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ▼町内にある昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅(柱、梁、筋かいなどで軸組を形成するもの)
- ▼延べ床面積がおおむね250平方メートル以下で、地階を除く階数が2階建て以下のもの

住宅とは…

一戸建ての住宅、長屋、共同住宅をいいます。なお、店舗などの用途を兼ねる場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限り含まれます。

対象者

- 対象となる住宅の所有者
- ※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者
- ※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要

診断内容

所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象とする住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。

耐震診断終了後、耐震診断員が耐震診断の結果などを申請者に報告・説明します。

費用 無料

募集件数 15件(申込順)

募集期間

6月15日(月)～平成28年1月29日(金)

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、次の書類などを添えてまちづくり推進室へお申し込みください。

- 住宅の所有者などが確認できる書類
- 住宅の付近見取図、写真(外観が分かるものを複数枚)

「かがやき」のコーナーに掲載します

スポーツなどで顕著な成績を収めた町民を紹介します

秘書広報課広報統計係 ☎ 34-2069

スポーツ・文化活動などで、顕著な成績を収めた町民を紹介します。このコーナーで紹介する対象などは次のとおりです。自薦・他薦を問わず受け付けています。

対象 県大会(3位以上)・全国大会(入賞以上)の成績を収めた町民。または、これに準ずる人

掲載内容 受賞者の氏名、自治会名、大会・表彰名、受賞日

申込方法 申込用紙に必要事項を記入・押印し、氏名や大会・表彰名、順位、受賞日が確認できるもの(表彰状など)の写しを添付のうえ、秘書広報課広報統計係へ直接申し込んでください。

※申込用紙は、町役場2階情報コーナー、または町ホームページから入手できます。

申込締切 表彰などを受けた月を含む2ヵ月以内の月末(閉庁日の場合は、その前の開庁日)



●住宅が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることが確認できる書類

2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅

町内にある一戸建て住宅（軽鉄造などの非木造住宅も対象。建築年問わず。床面積の制限なし）

対象者

対象となる住宅の所有者

※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者

補助金の額

耐震診断費の3分の2の額

（10000円未満は切り捨て）

※補助金の上限額は6万6000円

募集件数 3件（申込順）

募集期間

6月15日（月）～9月30日（火）

※ただし、平成28年3月31日（木）までに工事を終え、書類手続きを完了すること。

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に次の書類などを添えてまちづくり推進室へお申し込みください。

●住宅の所有者などが確認できる書類

●住宅の付近見取図、写真（外観が

分かるものを複数枚）
●見積書の写し（診断方法が記載されているもの）

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅

▼町内にある昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅
（床面積の制限なし）

▼町が実施する木造住宅の耐震診断または、町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断で、診断結果が1・0未満と診断された住宅

対象者

対象となる住宅の所有者

※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者

※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要

※居住者が施工する場合は、対象住宅の所有者の同意が必要

対象となる条件

50万円以上の耐震改修工事で、耐震診断結果が1・0未満と診断された住宅を1・0以上とする耐震改修工事、または0・7未満と診断された住宅を0・7以上とする耐震改修工事

●耐震診断の結果の写し

補助金の額

耐震改修工事費の23割の額

（10000円未満は切り捨て）

※補助金の上限額は50万円、補助金の額が20万円未満のときは20万円
※耐震改修工事の施工以外の費用は補助の対象になりません。

募集件数 3件（応募多数の場合は抽選で決定します）

募集期間

6月15日（月）～23日（火）

※ただし、平成28年3月31日（木）までに工事を終え、書類手続きを完了すること。

※受付期間終了後においても、応募が募集件数を満たしていない場合は、申し込みができません。詳細についてはまちづくり推進室にお問い合わせください。

抽選日時 6月25日（木）午前10時

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に次の書類を添えてまちづくり推進室へお申し込みください。

●住宅が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることが確認できる書類

●耐震診断の結果の写し

※補助を受けられる際には、別途書類の提出が必要になります。

水を大切にしましょう

6月1日（月）～7日（日）は水道週間

業務課 ☎ 32-2516

「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」をスローガンに水道週間が6月1日（月）から7日（日）まで行われます。蛇口からくんだ水を飲んだときの冷たさとおいしさは格別です。特にのどが渇いたときは、水は本当においしいものです。

町では、安全でおいしい水を安定して供給するため、日夜努力を重ねています。

人と自然の恵みが、創り出す水が、ずっと未来も変わらず届けられますように。

いつでもどこでも安全でおいしい水を届けることは水道の使命です。将来もおいしい水を届けます。

